

# 今年度からは、企業派遣型に加え、社員個人の副業型がスタートします

近年、企業が社員の副業を認める流れの中、都市部の企業人材が個人として「自らのスキルを社会貢献に活かしたい」というニーズも増加しており、企業からの派遣だけではなく、**個人の副業の方式**も令和6年度から制度の対象となりました。

## 民間企業

### 【企業派遣型】

#### ○要件

- ・**企業**と自治体が協定を締結
- ・受入自治体区域内での勤務日数が**月の半分以上**

#### ○国の措置

派遣期間中の社員の給与等に係る経費

(上限560万円/人)

### 【副業型】

#### ○要件

- ・**企業に所属する個人**と自治体が協定を締結  
(フリーランス人材は対象外)
- ・勤務日数・時間 **月4日以上かつ月20時間以上**
- ・受入自治体における滞在日数は**月1日以上**

#### ○国の措置

副業期間中に要する経費 (報償費等 上限100万円/人  
+ 旅費 上限100万円/人 (合計の上限200万円/人))

社員個人

## 協定締結



## <新規> 副業型 協定締結



## 自治体

- ① 3大都市圏外の市町村
- ② 3大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村

(対象：1,432市町村)

※R5.4.1現在